

○新潟市消費者啓発事業委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者啓発に関する事業を他に委託して実施し、もって消費者行政の円滑な運営をはかることを目的とする。

(委託事業の内容)

第2条 委託しようとする消費者啓発に関する事業(以下「委託事業」という。)は、次の各号に該当するものとし、委託の方法は、そのつど市長が文書又はその他の方法で行う。

- (1) 生活関連物資に関する試買調査及び商品テスト事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

(委託料)

第3条 市長は事業を委託した者(以下「受託者」という。)に対し予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

2 委託料の額は、別に市長が定めるものとする。

(委託料の支払)

第4条 市長は、原則として委託事業が完了したときは委託料を支払うものとする。

2 同条第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、契約後すみやかに委託料の全部又は一部を概算払することができる。

(委託契約期間)

第5条 市長は、事業を委託した日から事業が完了するまでの期間をもって契約期間とする。

(実績報告書の提出)

第6条 受託者は、委託事業を完了したときは、すみやかに実績報告書を提出しなければならない。

(委託契約の解除)

第7条 市長は、受託者が次の各号の一に該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 受託者において委託事業の実施が不可能と認めたととき。
- (2) 受託者が委託事業を途中において辞退したとき。
- (3) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払いせず、又は支払った委託料の全部若しくは一部は返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から実施する。